

(目的)

第1条 この規則は、釜石市定住促進住宅条例(平成28年釜石市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 条例第4条第2項に規定する市長が特別に認めた者及び法人は、次のとおりとする。

- (1) 市内に研究施設を有する国立大学法人
- (2) 市内で認可保育所、認定こども園を運営する法人。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 地域型保育事業を市内で行う、小規模保育事業(小規模保育C型を除く。)及び事業所内保育事業の認可を受けた法人
- (4) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を習得する制度(技能実習制度)における技能実習生を市内で受け入れる法人

2 前項第4号については、技能実習生の住宅とする場合のみ、使用室の使用を認めるものとする。

(許可申請)

第3条 条例第7条に規定する使用許可の申請は、定住促進住宅使用許可申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 使用しようとする者(同居しようとする者を含む。以下同じ。)の収入の額を証する書類。ただし、法人は除く。
- (2) 使用しようとする者の住民票の写し。ただし、法人にあっては登記事項証明書
- (3) 使用しようとする者の市町村民税等の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

2 条例第4条第1項第5号に規定する者及び前条第1項各号に規定する法人に同居しようとする者については、前項第1号から第3号までに規定する書類の提出を免除することができる。

(使用許可書)

第4条 条例第8条に規定する使用の許可は、定住促進住宅使用許可書(様式第2号)によるものとする。

(使用期間の更新)

第5条 条例第9条第2項に規定する使用期間の更新手続きは、定住促進住宅使用許可更新申請書(様式第3号)によるものとする。

(請書)

第6条 条例第10条第1号に規定する請書の提出は、定住促進住宅使用許可請書(様式第4号。以下この条において「請書」という。)によるものとする。

2 請書には、緊急連絡人となる者の本人確認書類の写しを添付しなければならない。

(緊急連絡人の変更)

第7条 入居者は、緊急連絡人が氏名、住所等を変更し、又は死亡し、若しくは特別の事情により緊急連絡人を継続できなくなった場合においては、速やかに定住促進住宅緊急連絡人変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用料又は敷金の減免又は徴収猶予)

第8条 条例第13条第1項ただし書及び第14条第1項各号の規定により使用料又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、定住促進住宅使用料(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第6号。次項において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、別に定める減免(徴収猶予)基準に基づき、書類審査及び実態調査の上、決定する。

3 市長は、前項の申請に対する承認をしたときは、当該使用者に対し、定住促進住宅使用料(敷金)減免(徴収猶予)承認書(様式第7号)を交付する。

4 前項の使用料又は敷金の減免又は徴収猶予は、第1項の申請を受理した日の属する月から実施するものとする。

(使用者の変更)

第9条 条例第20条第1項第1号の規定により使用者が死亡、その他の理由で、使用者と現に同居している者が、その権利義務を承継しようとするときは、事実発生後10日以内に定住促進住宅使用者名義変更届(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居者の異動)

第10条 使用者は、使用室に入居している者(以下「入居者」という。)に異動があった場合は、事実発生後10日以内に定住促進住宅入居者異動届(様式第9号)に異動を証する書類を添えて市長に届出なければならない。

(使用室の模様替等の変更)

第11条 条例第20条第1項第2号及び第3号の規定により許可を受けようとする者は、定住促進住宅使用室模様替(工作物設置)許可申請書(様式第10号。次項において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、許可したときは、使用者に対し、定住促進住宅使用室模様替(工作物設置)許可書(様式第11号)を交付するものとする。
(長期不在のときの届出)
- 第12条 条例第20条第3項の規定による届出は、定住促進住宅(駐車場)不使用届(様式第12号)により行わなければならない。
- 2 駐車場を使用する者が、駐車場を15日以上使用しないときは、前項の規定を準用する。
(返還届)
- 第13条 条例第23条第1項の規定により使用室を返還しようとするときは、定住促進住宅使用室返還届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、条例第13条第2項の規定により敷金還付の請求をしようとするときは、条例第23条第2項に規定する検査を受けた後、定住促進住宅敷金還付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。
(駐車場の使用の申請等)
- 第14条 条例第33条の駐車場の使用の申請は、定住促進住宅駐車場使用申込書(様式第15号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 運転免許証の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第34条第1項に規定する通知は、定住促進住宅駐車場使用許可書(様式第16号)によるものとする。
(使用自動車の変更届)
- 第15条 条例第34条第1項の規定により駐車場の使用者として決定を受けた者(次条において「使用決定者」という。)が使用する自動車を変更したときは、速やかに定住促進住宅駐車場使用自動車変更届(様式第17号)に変更した自動車の自動車検査証の写しを添えて市長に提出しなければならない。
(保管場所の証明)
- 第16条 使用決定者が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面を必要とするときは、定住促進住宅駐車場使用許可証明書交付申請書(様式第18号。次項において「申請書」という。))により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、定住促進住宅駐車場使用許可証明書(様式第19号。次項において「証明書」という。))を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の証明書を交付するときは、釜石市手数料条例(平成12年釜石市条例第15号)の規定に基づき手数料を徴収するものとする。
(駐車場の返還の届出)
- 第17条 条例第40条第1項の規定により駐車場を返還しようとするときは、定住促進住宅駐車場返還届(様式第20号)を市長に提出しなければならない。
(使用料)
- 第18条 条例第36条第1項の規定による使用料の額は、別表第1に定める額とする。
- 附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年3月1日規則第2号の3)
この規則は、平成29年3月1日から施行する。
- 附 則(平成30年4月1日規則第9号の7)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則(平成31年3月27日規則第6号の3)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年10月1日規則第4号の2)
この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則(令和8年4月1日規則第30号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 別表第1(第18条関係)駐車場

名称	所在地	設置年度	台数	使用料 (1台あたり月額)
上平田定住促進住宅駐車場	大字平田第2地割25番地429、25番地430	平成28年度	94台	3,050円

様式第1号(第3条関係)

定住促進住宅使用許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申込者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用したいので、申請します。

使 用 希 望 室	上平田定住促進住宅 号棟 号					
申込者及び同居しようとする者						
フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称 及び 職 種	同居別	備 考
	本人					
使 用 期 間	自 年 月 日 使用料 円 至 年 月 日					
使 用 の 理 由						

様式第2号(第4条関係)

定住促進住宅使用許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 ㊟

次のとおり、使用を許可する。

1 定住促進住宅使用室 号棟 号

2 使用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 使用許可条件

- (1) 使用料は、月額 円とし、毎月納期限内に納付しなければならない。また市は、釜石市定住促進住宅条例(以下「条例」という。)第12条の規定により使用料を変更することができる。
- (2) 敷金は、使用料の2月分に相当する額を納入するものとし、既に納入済みのときは、この限りではない。ただし、使用料の増額があったときは、その差額を納入するものとする。
- (3) 前2号に違反した場合又は定住促進住宅使用許可申請書記載事項に不正があった場合は、この許可を取消し、使用室の明渡しを請求する。
- (4) 許可の日から10日以内に定住促進住宅使用許可請書を提出のこと。
- (5) 条例及び同施行規則に違反したときは、許可を取消すことができる。

4 その他許可条件

- (1) 使用許可をした行政財産(以下「許可財産」という。)を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき又は次に掲げる条件に違反する行為があると認められるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
- (2) 市長が許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。

- (4) 許可財産を許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用の許可を受けた者が故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
- (6) 使用許可を受けた者が当該許可財産である敷地において、みだりに建物又は工作物を設置し、増築し、又は改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) 前3号に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 第4号から第7号に掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人、その他の従業者の行為による場合についても適用するものとする。
- (9) 許可期間(許可期間経過後で許可財産の引渡し前の期間を含む。)内に、使用の許可を受けた者の責めにより許可財産その他市の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受けた者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。
- (10) 許可財産の取消しによって生じた一切の損失については補償しない。

様式第3号(第5条関係)

定住促進住宅使用許可更新申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使 用 者 氏 名
電話番号
緊急連絡人 住 所
氏 名
電話番号
入居者との関係
勤務先

次のとおり、使用期間満了後も引続き使用したいので、更新許可くださるようお願いいたします。

- 1 使 用 室
- 号棟 号
- 2 使用許可年月日
- 年 月 日
- 3 使用許可満了期日
- 年 月 日

様式第4号(第6条関係)

定住促進住宅使用許可書

定住促進住宅使用室 号棟 号
年 月 日付をもって、前記使用室の使用許可をうけたことについて、下記条件を厳守し、使用者 _____ がこの請書により債務を履行することを証するため、本書を提出します。

年 月 日

使 用 者	住 所	
	氏 名	㊦
	電話番号	
緊急連絡人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	㊦
	電話番号	
	入居者との関係	
	勤務先	

釜石市長 宛て

記

- 1 使用料月額 円也を毎月納付期限内に納付します。釜石市定住促進住宅条例(以下「条例」という。)第12条の規定により使用料の変更があったときはその額を支払います。
- 2 条例第17条に規定する使用室等の保管義務を履行します。
- 3 条例第18条に規定する使用者の費用負担の義務を履行します。
- 4 条例第19条に規定する第三者に対する建物の転貸又は使用の権利の譲渡をしません。
- 5 市長の許可を得ないで条例第20条に定める使用室の模様替又は敷地内に建物若しくは工作物を設置しません。
- 6 条例第21条の規定により使用室の返還請求を受けたときは、速やかに明け渡します。
- 7 条例第23条の規定により使用室を返還しようとするときは、1月前までに市長に届け出て、返還の際、市の検査を受けます。
- 8 管理上必要と認めるとき、随時使用室内に市吏員が立入することがあっても異議ありません。
- 9 その他、新に使用者において負担すべき事項が生じたときは、使用料とは別に負担します。

様式第5号(第7条関係)

定住促進住宅緊急連絡人変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

釜石市定住促進住宅条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり定住促進住宅緊急連絡人に変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項	☐ 緊急連絡人の変更 ☐ 記載情報の一部変更		
住 所			
フリガナ 氏 名		入居者との 関係	
電話番号			
勤 務 先			
備 考			

※緊急連絡人となる方の本人確認書類(運転免許証など)を添付してください。
※電話番号は、日中連絡が取りやすいものを記入してください。

様式第 6 号(第 8 条関係)
定住促進住宅使用料(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者
氏 名
電話番号

次のとおり、使用料(敷金)を減免(徴収猶予)されるよう関係書類を添えて申請します。

使 用 室	定住促進住宅 号棟 号		
使 用 料	月 額	円	敷 金 円
減免(徴収猶予) を受けたい金額	使 用 料	年 月から 減 免 円 年 月まで 徴収猶予	
	敷 金	減 免 円 徴収猶予	

理 由

様式第 7 号(第 8 条関係)

定住促進住宅使用料(敷金)減免(徴収猶予)承認書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 ㊟

年 月 日申請の について、下記のとおり承認します。

記

(承認事項)

様式第 8 号(第 9 条関係)

定住促進住宅使用者名義変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

新名義人 氏名
電話番号

下記のとおり名義変更をしたいので、新名義人の関係書類を添えて申請しますので、承認くださるようお願いします。

記

使 用 室	定住促進住宅 号棟 号			
	氏 名	続 柄	生年月日	勤 務 先
フリガナ 新 名 義 人				
旧 名 義 人				
名義変更の 理 由				

上記のとおり承認します。

年 月 日

釜石市長 ㊟

様式第 9 号(第 10 条関係)

定 住 促 進 住 宅 入 居 者 異 動 届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

入居者に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異 動 年 月 日	年 月 日				
異 動 事 由					
フリガナ 異 動 者 氏 名	続柄	生 年 月 日	職業	勤 務 先 の 名 称 及 び 職 種	区分 ※記入不要

添付書類 異動を証する書類(住民票の写し等)

様式第 10 号(第 11 条関係)
定住促進住宅使用室模様替(工作物設置)許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

次のとおり、使用室の模様替(工作物設置)をしたいので許可願います。なお、下記事項について、承諾することを申し添えます。

記

- 1 許可のとおり施工し、竣工検査を受け申請用途以外は使用しないこと。
- 2 使用室返還の際は、必ず自費にて原状に復すこと。
- 3 入室使用中でも公共用に供するため必要が生じた時は、市の指示に応じ、直ちに撤去し、原状に復すこと。
- 4 前項の場合において、損害の請求又は異議を一切申し立てないこと。

申請内容

- イ 使用室 号棟 号
- ロ 模様替等の内容
- ハ 申請の理由

様式第 11 号(第 11 条関係)

定住促進住宅使用室模様替(工作物設置)許可書

文 書 番 号

年 月 日

様

釜石市長

年 月 日付で申請のあった使用室の様様替(工作物設置)について、
下記条件を付して許可する。

記

- 1 申請のとおり施工し、竣工検査を受け申請用途以外は使用しないこと。
- 2 使用室返還の際は、必ず自費にて原状に復すこと。
- 3 入室使用中でも公共用に供する必要があるときは、市の指示に応じ直ちに撤去し、原状に復すこと。
- 4 前項の場合において、損害の請求又は異議は一切申し立てないこと。

様式第 12 号(第 12 条関係)

定住促進住宅(駐車場)不使用届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

定住促進住宅(駐車場)を使用しないので、次のとおり届け出ます。

使用しない定住促進住宅 (駐車場の区画)	定住促進住宅 号棟 号 (番)
使 用 し な い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
使用しない期間の連絡先	
備 考	

様式第 13 号(第 13 条関係)
定住促進住宅使用室返還届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、使用室を返還します。

使 用 室	号棟 号	
返 還 年 月 日		
返 還 理 由		
最 終 使 用 料 納 付 状 況	納 付 年 月 日	未 納 金 額
	年 月分まで 月 日納付済	
模様替等の処置	種 別	処 置 状 況
移 転 先		

様式第 14 号(第 13 条関係)

定住促進住宅敷金還付請求書

年 月 日

釜石市長 宛て

住 所
氏 名
電話番号

使用室返還の検査を受けたので、次の敷金を還付ください。

返 還 使 用 室	定住促進住宅 号棟 号		
請 求 金 額	円		
受 領 方 法	1 口座振替 2 直接受領(会計課窓口)		
金 融 機 関 名	種別	口 座 名 義 人	
銀行 本店	普通		
信用金庫 支店	当座		
労働金庫			
農業協同組合			
岩手県信用漁業組合連合会	口 座 番 号		
受 領 委 任			

備考 受領方法が口座振替受領の場合において、請求者と口座名義人が異なるときは、受領委任の欄に受領を委任する旨を記入してください。

上記使用室を返還したことを証明します。

年 月 日

釜石市
課長

様式第 15 号(第 14 条関係)
定 住 促 進 住 宅 駐 車 場 使 用 申 込 書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
(名義人) 定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

定住促進住宅駐車場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

自動車の使用者の氏名		使 用 者 (名義人) との続柄	
自 動 車 保 有 の 有 無	有 ・ 無(年 月購入予定)		
保 管 場 所 の 位 置		区画番号	
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		車 台 番 号	
車 名	自動車の種別	総排気量又は定格出力	
		kW 1	
車 種 名		車 体 の 色	
大 き さ	長さ cm、幅 cm、高さ cm		

添付書類 運転免許証の写し、自動車検査証の写し

定住促進住宅駐車場使用許可書

年 月 日

氏 名 様

自動車の使用者の氏名		使用者 (名義人) との続柄	
自動車の保管場所の位置		区 画	
使用許可期間	釜石市長の指定する日(年 月 日)から返還日まで		
駐車場使用料	月 額 円		
自動車の登録番号又は車両番号		自動車の種別	車 名

自動車の使用者の氏名		使用者 (名義人) との続柄	
自動車の保管場所の位置		区 画	
使用許可期間	釜石市長の指定する日(年 月 日)から返還日まで		
駐車場使用料	月 額 円		
自動車の登録番号又は車両番号		自動車の種別	車 名

様式第 17 号(第 15 条関係)

定住促進住宅駐車場使用自動車変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
(名義人) 定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

釜石市定住促進住宅条例施行規則第 15 条の規定により使用する自動車を変更したので
届け出ます。

自 動 車 の 使 用 者 の 氏 名		使用者(名義人) と の 続 柄	
使用許可区画番号			
自動車の登録番号 又 は 車 両 番 号			
車 名			
自 動 車 の 種 別		総排気量又は 定 格 出 力	Kw l
車 種 名			
車 体 の 色			
大 き さ	長さ	cm、幅	cm、高さ cm

※ 添付書類 自動車検査証の写し

様式第 18 号(第 16 条関係)

定住促進住宅駐車場使用許可証明書交付申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

釜石市定住促進住宅条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により定住促進住宅駐車場使用許可証明書の交付を申請します。

証 明 書 の 用 途	
住 宅 名 及 び 住 宅 番 号	定住促進住宅 号棟 号
駐 車 場 の 名 称	定住促進住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使 用 区 画 番 号	番
使用許可年月日	年 月 日

様式第 19 号(第 16 条関係)
定住促進住宅駐車場使用許可証明書

年 月 日

住 所
定住促進住宅 号棟 号
氏 名 様

釜石市長 ㊟

自動車の保管場所として、次のとおり使用を許可していることを証明します。

使 用 者	住所
	氏名
駐 車 場 の 名 称	定住促進住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使用許可区画番号	番
使 用 許 可 期 間	年 月 日 から 返還日 まで

様式第 20 号(第 17 条関係)

定 住 促 進 住 宅 駐 車 場 返 還 届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
(名義人) 定住促進住宅 号棟 号
氏 名
電話番号

定住促進住宅駐車場を返還したいので、次のとおり届け出ます。

自 動 車 の 使 用 者 の 氏 名		使用者(名義人) と の 統 柄	
保管場所の位置		区 画 番 号	
返 還 年 月 日	年 月 日		